

熊本県監査委員公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により令和2年（2020年）年6月10日、11日及び7月29日に実施した病院局定期監査の結果に基づき講じた措置を、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年（2021年）1月7日

熊本県監査委員 福 島 誠 治
同 竹 中 潮
同 岩 下 栄 一
同 山 口 裕

指摘事項

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
病院局	<p>（退職手当の支給について）</p> <p>退職手当の支給事務について、算定根拠となる勤続年数の認定に当たり、前勤務先等に手当の支給対象となる期間の確認を行うべきところ、十分な確認が行われず、算入すべき期間を誤ったため、支給額に過不足が生じている。</p> <p>病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例等に基づき、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>退職手当請求権の消滅時効期間である過去5年間について確認した結果、本件を除き、退職手当の取扱いが適切に処理されていることを確認した。</p> <p>今後は、採用した職員の前勤務先が国等の勤続年数の通算が必要な団体である場合、採用時に在職証明書や退職金不支給証明書等を取得し、算入期間の確認を徹底する。</p>

（参考）

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの